

# 結婚新生活を応援します！

天童市では、結婚をして天童市内で新生活を始める新婚世帯に住宅の賃借費用や引越費用を1世帯あたり、最大60万円を補助します。

## 対象世帯

次の条件をすべて満たす世帯

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、夫婦共に天童市内の該当住宅に住民票がある
- 婚姻時の夫婦の年齢が共に39歳以下
- 夫婦の令和4年分の所得の合計額が500万円未満  
※貸与型奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除します
- 本市又は転入前の市区町村における市税等の滞納がないこと
- 過去に結婚新生活支援事業による補助を受けたことがないこと
- ★ 他の公的制度による住宅補助を受けている場合は、その額を補助対象経費から控除し、補助金額を算定します。

## 対象経費

令和5年4月1日～令和6年3月31日までの結婚に伴う転入(転居)にかかる次の費用

- 新居の住宅賃借費用(家賃、敷金、礼金、仲介手数料)  
※原則、同居開始後の費用
- 引越費用(運送業者や引越業者を利用したものに限り)

## 補助額

1世帯当たり 上限 60万円 ※夫婦の年齢によって上限額が異なります  
○夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 上限60万円  
○上記以外の場合 上限30万円

## 申請期間

令和5年6月15日～令和6年3月31日まで  
※先着順で予算の範囲内

## 申請書類

裏面をご覧ください

お問い合わせ  
提出先

■天童市総務部市長公室 まちづくり推進係

■TEL:023-654-1111 内線 324

MAIL:machi@city.tendo.yamagata.jp

<https://www.city.tendo.yamagata.jp>

# 手続きのながれ

申請者	天童市
<p>①事前に御相談ください。 賃貸借契約内容、住民票の異動日、婚姻日などお聞きします。</p>	
<p>②申請 【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付申請書</li> <li>○ 事業計画書</li> <li>○ 婚姻日の分かる婚姻を証明する書類（戸籍謄本など）</li> <li>○ 夫婦の住民票の写し</li> <li>○ 夫婦の令和5年度（令和4年分）所得証明書 ※令和5年1月1日に住民票がある市町村で発行します。</li> <li>○ 夫婦の令和4年度納税証明書 ※令和4年1月1日に住民票がある市町村で発行します</li> <li>○ 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃貸の場合）</li> <li>○ 住宅賃借費用の領収書の写し（住宅賃貸の場合）</li> <li>○ 引越し費用の領収書の写し（引越し業者又は運送業者を利用した場合）</li> <li>○ 住宅手当支給証明書（住宅賃借かつ給与等を得ている場合）</li> <li>○ 宣誓書（離職・無職の場合）及び離職票等の写し（離職の場合）</li> <li>○ 貸与型奨学金の返済が分かる書類（奨学金返還証明書等） ※現に返済を行っており、世帯の所得から控除する場合</li> </ul> <p>※提出は写しでもよいものがありますが、原本を確認いたしますので必ず御持参ください。 ※提出した計画に変更・中止等がある場合は、市にお問い合わせください。</p>	<p>③交付申請書の審査 ④補助金交付決定を通知</p>
<p>⑤実績報告書の提出 令和6年3月31日までに、実績報告書を提出してください。 【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 実績報告書</li> <li>★ 事業実績書</li> <li>★ 住宅の賃貸借費用の領収書の写し（住宅賃貸の場合）</li> </ul> <p>※申請時にすべての書類が提出済みであり、変更や中止等がない場合は、提出を省略することができます。</p>	<p>⑥補助金の交付決定を通知</p> <p>※実績報告書の提出が省略された場合は通知しません</p>
<p>⑦請求書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★請求書</li> <li>★口座番号が確認できるもの（通帳の写し）</li> </ul> <p>不明な点はお問い合わせください。</p>	<p>⑧補助金の交付</p>